(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4941787号 (P4941787)

(45) 発行日 平成24年5月30日(2012.5.30)

(24) 登録日 平成24年3月9日(2012.3.9)

(51) Int.Cl.			FΙ		
E05B	49/00	(2006.01)	E O 5 B	49/00	Z
G08G	1/13	(2006.01)	E O 5 B	49/00	В
B65G	61/00	(2006.01)	G08G	1/13	
			R65G	61/00	500

請求項の数 9 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2009-109084 (P2009-109084) (22) 出願日 平成21年4月28日 (2009. 4. 28) (65) 公開番号 特開2010-255362 (P2010-255362A) (43) 公開日 平成22年11月11日 (2010. 11. 11) 審查請求日 平成22年4月15日 (2010. 4. 15)

||(73)特許権者 000232140

NECフィールディング株式会社 東京都港区三田1丁目4番28号

||(74)代理人 100130029

弁理士 永井 道雄

(74)代理人 100166338

弁理士 関口 正夫

(74)代理人 100152054

弁理士 仲野 孝雅

(72) 発明者 尾上 城二

東京都港区三田一丁目4番28号 NEC

フィールディング株式会社内

審査官 深田 高義

最終頁に続く

(54) [発明の名称] コンテナの施錠・解錠システム、その方法及びそのプログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

キーによる操作が可能な操作パネルを有し、該操作パネルの前記キーによる所定の暗証番号の入力によって施錠・解錠される人力で運搬可能なコンテナと、該コンテナの現在位置を該コンテナとの無線通信で把握する管理用端末とを有するコンテナの施錠・解錠システムであって、

前記コンテナは、

前記コンテナの施錠及び解錠を制御し、前記暗証番号が入力されて施錠された後は、前記操作パネルをロックする電子ロック制御部と、

GPS衛星からGPS測位情報を受信するGPS部と、

該測位情報から前記現在位置の情報であるGPS位置情報を生成するGPS制御部と、 該GPS位置情報を前記管理用端末に無線通信で送信する通信カードと、

解錠される目的地の位置情報である登録位置情報を記憶するフラッシュメモリと、

前記GPS位置情報と前記登録位置情報とを比較し、両者が合致する場合は、前記操作 パネルのロックを解除させる信号を前記電子ロック制御部に送るプロセッサと、

を備え、

前記プロセッサは、前記GPS位置情報が示す位置と前記登録位置情報が示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロックを解除させる信号を発し、前記電子ロック制御部は、前記プロセッサから前記操作パネルのロックを解除させる信号を受けて、前記操作パネルの操作が可能なようにすることを特徴とするコンテナの施錠・解錠シ

ステム。

【請求項2】

前記フラッシュメモリは、前記管理用端末によって予め前記登録位置情報が記録されることを特徴とする請求項1に記載のコンテナの施錠・解錠システム。

【請求項3】

前記通信カードは、インターネットを介した無線通信により、メールで前記GPS位置 情報を送信することを特徴とする請求項1又は2に記載のコンテナの施錠・解錠システム

【請求項4】

キーによる操作が可能な操作パネルを有し、該操作パネルの前記キーによる所定の暗証 番号の入力によって施錠される人力で運搬可能なコンテナで、該コンテナの現在位置を管 理用端末に無線通信する該コンテナの施錠・解錠の方法であって、

前記暗証番号が入力されて施錠された後は、前記操作パネルをロックする手順と、

GPS衛星からGPS測位情報を受信する手順と、

該測位情報から前記現在位置の情報であるGPS位置情報を生成する手順と、

該GPS位置情報を前記管理用端末に無線通信で送信する手順と、

解錠される目的地の位置情報である登録位置情報を記憶する手順と、

前記GPS位置情報と前記登録位置情報とを比較し、前記GPS位置情報が示す位置と 前記登録位置情報が示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロック を解除させるようにする手順と、

を備えることを特徴とするコンテナの施錠・解錠の方法。

【請求項5】

前記登録位置情報を記憶する手順は、前記コンテナにセットされるフラッシュメモリに前記管理用端末によって予め前記登録位置情報が記録されることを特徴とする請求項4に記載のコンテナの施錠・解錠の方法。

【請求項6】

前記送信する手順は、インターネットを介した無線通信により、メールで前記 G P S 位置情報を送信することを特徴とする請求項 4 又は 5 に記載のコンテナの施錠・解錠の方法

【請求項7】

キーによる操作が可能な操作パネルを有し、該操作パネルの前記キーによる所定の暗証番号の入力によって施錠・解錠される人力で運搬可能なコンテナで、該コンテナの現在位置を管理用端末に無線通信する該コンテナの施錠・解錠のプログラムであって、

前記暗証番号が入力されて施錠された後は、前記操作パネルをロックする処理と、

GPS衛星からGPS測位情報を受信する処理と、

該測位情報から前記現在位置の情報であるGPS位置情報を生成する処理と、

該GPS位置情報を前記管理用端末に無線通信で送信する処理と、

解錠される目的地の位置情報である登録位置情報を記憶する処理と、

前記GPS位置情報と前記登録位置情報とを比較し、前記GPS位置情報が示す位置と前記登録位置情報が示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロックを解除させるようにする処理と、

をコンピュータに実行させることを特徴とするコンテナの施錠・解錠のプログラム。

【請求項8】

前記登録位置情報を記憶する処理は、前記コンテナにセットされるフラッシュメモリに前記管理用端末によって予め前記登録位置情報が記録されることを特徴とする請求項 7 に記載のコンテナの施錠・解錠のプログラム。

【請求項9】

前記送信する処理は、インターネットを介した無線通信により、メールで前記GPS位置情報を送信することを特徴とする請求項7又は8に記載のコンテナの施錠・解錠のプログラム。

10

20

30

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、GPS機能によるコンテナの施錠・解錠システム、その方法及びそのプログラムに関する。

【背景技術】

[00002]

これまでは、目的地以外でも、鍵さえあれば施錠のロック解除は可能であった。運搬中 の追跡も困難な為、セキュリティ的にも不十分であった。

[0003]

そのため、特許文献1にはGPS受信機を含む位置情報処理装置を内蔵し、所定の時刻における該位置情報処理装置の位置照合データを用いて該貴重品の開錠の管理を行う貴重品輸送方式が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献 1 】特開 2 0 0 3 - 2 2 1 9 5 5 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

しかしながら、特許文献1に開示されている発明は、車載を前提としたもので、一個人が運び得る仕様ではない。又、設定された輸送ルート等を、管理センターから送信される情報により適宜変更できることになっているが、反面、悪意ある者による虚偽情報の送信により、誤った輸送ルートに変更されてしまうという問題点がある。

[0006]

更に、特許文献1に開示されている発明は、ロックを解除するにはGPS衛星からの電波を受信する必要があるという問題点がある。このため、例えば、建物等のGPS衛星からの電波が届かない場所では、その建物の屋外にGPS衛星からの電波を受信するためのアンテナを設置しなければならない。

[0007]

本発明は上記に鑑みてなされたもので、解錠時にGPS衛星からの受信電波を要さず、かつ人力で運搬でき、悪意ある他者からの制御を受けないコンテナの施錠・解錠システム、その方法及びそのプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[0008]

10

20

30

40

[0009]

上述の問題を解決するため、本発明に係るコンテナの施錠・解錠の方法は、キーによる操作が可能な操作パネルを有し、該操作パネルの前記キーによる所定の暗証番号の入力によって施錠される人力で運搬可能なコンテナで、該コンテナの現在位置を管理用端末に無線通信する該コンテナの施錠・解錠の方法であって、前記暗証番号が入力されて施錠された後は、前記操作パネルをロックする手順と、GPS衛星からGPS測位情報を受信する手順と、該測位情報から前記現在位置の情報であるGPS位置情報を生成する手順と、該別位情報を前記管理用端末に無線通信で送信する手順と、解錠される目的地の位置情報である登録位置情報を記憶する手順と、前記GPS位置情報と前記登録位置情報が示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロックを解除させるようにする手順と、を備えることを特徴とする。

[0010]

上述の問題を解決するため、本発明に係るコンテナの施錠・解錠の方法は、キーによる操作が可能な操作パネルを有し、該操作パネルの前記キーによる所定の暗証番号の入力によって施錠される人力で運搬可能なコンテナで、該コンテナの現在位置を管理用端末に無線通信する該コンテナの施錠・解錠のプログラムであって、前記暗証番号が入力されて施錠された後は、前記操作パネルをロックする処理と、GPS衛星からGPS測位情報を受信する処理と、該測位情報から前記現在位置の情報であるGPS位置情報を生成する処理と、該GPS位置情報を前記管理用端末に無線通信で送信する処理と、解錠される目的地の位置情報である登録位置情報を記憶する処理と、前記GPS位置情報と前記登録位置情報とを比較し、前記GPS位置情報が示す位置と前記登録位置情報が示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロックを解除させるようにする処理と、をコンピュータに実行させることを特徴とする。

【発明の効果】

[0011]

本発明によれば、解錠時にGPS衛星からの受信電波を要さず、かつ人力で運搬でき、 悪意ある他者からの制御を受けないコンテナの施錠・解錠システム、その方法及びそのプログラムを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

[0012]

- 【図1】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの構成図である。
- 【図2】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの動作を示すフローチャートである。
- 【図3】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの動作を示すフローチャートである。
- 【図4】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの位置情報送信機能の機能 ブロック図である。
- 【図5】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの位置情報チェックシステムの機能ブロック図である。
- 【図 6 】本発明の第 1 の実施の形態に係る施錠・解錠システムのセキュリティロックの解除の機能ブロック図である。
- 【図7】本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムのセキュリティボックスの 操作パネルの一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

[0013]

「第1の実施の形態]

次に、本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムについて図面を参照して詳細に説明する。ここで、図1は、本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムの構成図である。

10

20

30

40

[0014]

図1を参照すると、本発明の実施の形態に係る施錠・解錠システムは、GPS位置情報を受信出来るセキュリティボックス11と、管理用端末である管理PC21とを備える。

[0015]

セキュリティボックス 1 1 は、 G P S 制御部 1 、 プロセッサ 2 、 電子ロック制御部 3 、 電子ロック部 4 、操作パネル 5 、 フラッシュメモリ 6 、 通信カード 7 を有する。

[0016]

ここでいうセキュリティボックスとは、キーによる操作が可能な操作パネルを有し、この操作パネルのキーからの所定の暗証番号の入力によって施錠・解錠されるコンテナであって、人力で運搬可能なものをいう。

[0017]

これらはそれぞれ概略次のように動作する。まず、操作パネル 5 は、暗証番号の入力及びセキュリティボックス 1 1 のロック・アンロック(施錠・解錠)操作を行う。施錠後は、操作パネル 5 は、後述する電子ロック制御部 3 によってその操作がロックされる。

[0018]

このように操作パネル 5 が施錠後はロックされることにより、運搬途中にセキュリティボックス 1 1 が勝手に開閉されるということを防止することができる。

[0019]

次いで、セキュリティボックス11が運搬途中は、GPS部8がGPS衛星から測位信号を受信し、位置情報GPS制御部1は、受信した測位信号から現在位置の位置情報であるGPS位置情報を生成し、このGPS位置情報をプロセッサ2へ受け渡す。

[0020]

フラッシュメモリ6は、ロックが解錠される場所である目的地の位置情報である登録位置情報を記憶し、プロセッサ2は、この登録位置情報とGPS位置情報とを比較し、両者が合致する場合は、操作パネル5のロックを解除させる信号を電子ロック制御部3に送る機能を有する。

[0021]

更に、通信カード7は、GPS部8が受信した測位信号に基づいて割り出されたGPS位置情報を、管理PC21へ送信する。

[0022]

電子ロック制御部3は、プロセッサ2から操作パネルのロックを解除させる信号を受取り、操作パネル5の操作を可能にする。

[0023]

更に、電源供給部として、バッテリ9を内蔵している。

[0024]

「第1の実施の形態の動作]

次に、図1から図7の図面を参照して本発明の第1の実施の形態の動作について詳細に説明する。

[0025]

ここで、図 2 及び図 3 は、本発明の第 1 の実施の形態に係る施錠・解錠システムの動作 を示すフローチャートである。

[0026]

まず、図 2 によれば、管理 P C 2 1 にて、登録位置情報をフラッシュメモリへ登録する。この登録位置情報が登録されたフラッシュメモリを、セキュリティボックス 1 1 のメモリスロットへセットする(ステップ 1)。

[0027]

セキュリティボックス11の操作パネル5で、所定の暗証番号が入力され、"LOCK"ボタンが押下され、更に"確定"ボタンが押下されることにより、電子的な施錠であるセキュリティロックによる施錠がなされる(ステップ2)。この施錠後は、操作パネル5が電子ロック制御部3によってロックされ、その操作が不能となる。

10

20

30

40

[0028]

なお、所定の暗証番号とは、予めセキュリティボックス11に登録されている暗証番号であり、必要に応じて、随時変更可能なものであってもよい。

[0029]

このセキュリティロックは電子的なものであるが、これに加えて、機械式のダイヤルロックを装備してもよい。

[0030]

移動中には、一定時間毎に、通信カード 7 から現在のGPS位置情報をメールで管理 P C 2 1 へ送信する(ステップ 3)。管理 P C 2 1 側では、受信したGPS位置情報を元にセキュリティボックス 1 1 の追跡を行う。

[0031]

セキュリティボックス11のプロセッサ2は、現在のGPS位置情報と登録位置情報とを比較し(ステップ4)、目的地付近(位置情報誤差100m範囲内)に到達したとき、すなわち、GPS位置情報が示す位置と登録位置情報とが示す位置との誤差が100m以内であれば、前記操作パネルのロックを解除させる信号を発する(ステップ4:Yes)。 電子ロック制御部3は、この信号を受けて、操作パネル5のLCD表示部に、セキュリティボックス11の操作パネルが可能になり、解錠できる旨のメッセージを表示するようにする(ステップ5)。

[0032]

ステップ 6 以降は、図 3 によって説明する。この図 3 は、セキュリティロックを解除する手順について説明している。

[0033]

まず、ステップ 6 では、操作パネル 5 が解錠される。次いで、操作パネル 5 に所定の暗証番号が入力され(ステップ 7)、入力された暗証番号が登録されたものであるか否かが確認され(ステップ 8)、入力された暗証番号が登録された暗証番号と一致した場合(ステップ 8 : Y e s)、電子的なセキュリティロックが解錠される(ステップ 9)。

[0034]

機械式のダイヤルロックを有する場合は、そのダイヤルロックの番号が合致されてロックが解除される事により(ステップ10)、セキュリティボックス11を開放出来る(ステップ11)。

[0035]

図 4 は、本発明の第 1 の実施の形態に係る施錠・解錠システムの位置情報送信機能の機能プロック図である。

[0036]

図4では、プロセッサ2がフラッシュメモリ6に登録させた登録位置情報を読み出し、GPS制御部1から送られてくる現在のGPS位置情報とを比較する。又、プロセッサ2は通信カード7を制御し、現在の位置情報を通信カード7を介して現在位置情報のデータをインターネットを介した無線通信によるメールで管理PC21へ送信する。これによって、管理PC21側では、メールで送信されてきたデータを元に、セキュリティボックス11の移動を追跡できる。

[0037]

図 5 は、本発明の第 1 の実施の形態に係る施錠・解錠システムの位置情報チェックシステムの機能プロック図である。

[0038]

図5では、プロセッサ2が、フラッシュメモリ6より読み出された登録位置情報と、GPS制御部1がGPS衛星から受信した測位信号から生成したGPS位置情報とを比較する。この比較で両者が合致した場合にのみ、電子ロック制御部3へ、その旨の信号を送り、電子ロック制御部3は、図7の操作パネル5のLCD部に操作パネル5の操作が可能になった旨の表示を行う。

[0039]

10

20

30

図6は、本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムのセキュリティロックの 解除の機能ブロック図である。

[0040]

図6では、電子ロック制御部3が、プロセッサ2により登録位置情報と現在のGPS位 置情報が合致した旨の信号を受け、操作パネル5の操作ロックを解除し、LCDパネルに ロック解除のメッセージを表示させる。

操作可能となった操作パネル5から暗証番号を入力してロック解除の指示を行う事によ り、電子ロック部の施錠を電子ロック制御部3が解除する、更にダイヤルロック部にある ダイヤル式のロックを手動で解除する事で、セキュリティボックス11を開放する事を可 能とする。

[0042]

図7は、本発明の第1の実施の形態に係る施錠・解錠システムのセキュリティボックス 11の操作パネル5の一例を示す図である。

[0043]

図7に示した操作パネル5では、セキュリティロックを施錠する場合、操作パネル5の ボタン操作にて、登録されている 5 桁の暗証番号をセットした後 "LOCK"ボタンを押し最 後に"確定"ボタンを押す。この一連の操作により、セキュリティロックを施錠できる。

[0044]

又、セキュリティロックを解除する場合には、操作パネル5のボタン操作にて、セキュ リティロックを掛けた時の 5 桁暗証番号を入力後、"UNLOCK"ボタンを押し、最後に"確 定"ボタンを押す。この一連の操作により、セキュリティロックを解除できる。なお、暗 証番号の再入力回数制限機能はなくてもよいが、備えていてもよい。

なお、本発明は装置のみならず、方法及びプログラムの発明としても実施できる。

【産業上の利用可能性】

[0045]

本発明は、高いレベルのセキュリティが求められる現金などの貴重品の運搬に利用でき る。

【符号の説明】

[0046]

- GPS制御部
- 2 プロセッサ
- 電子ロック制御部
- 4 電子ロック部
- 5 操作パネル
- フラッシュメモリ 6
- 7 通信カード
- GPS部
- 9 バッテリ
- 11 セキュリティボックス

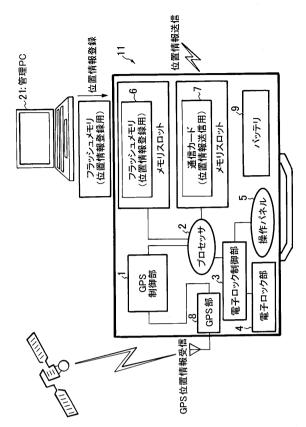
2 1 管理 P C

20

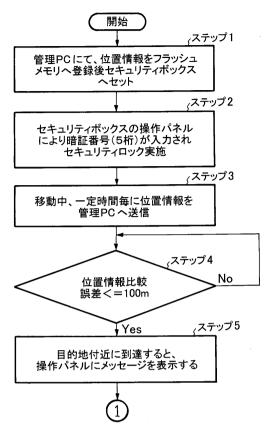
10

30

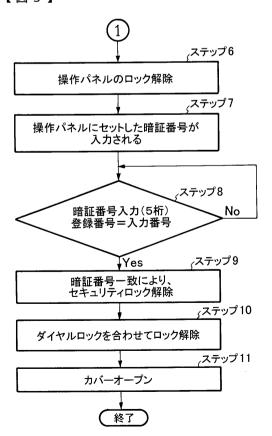
【図1】



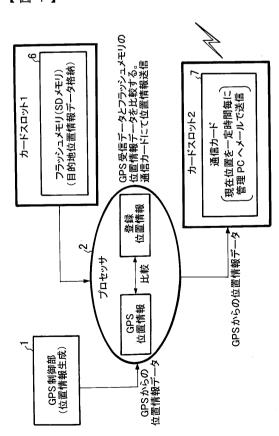
【図2】

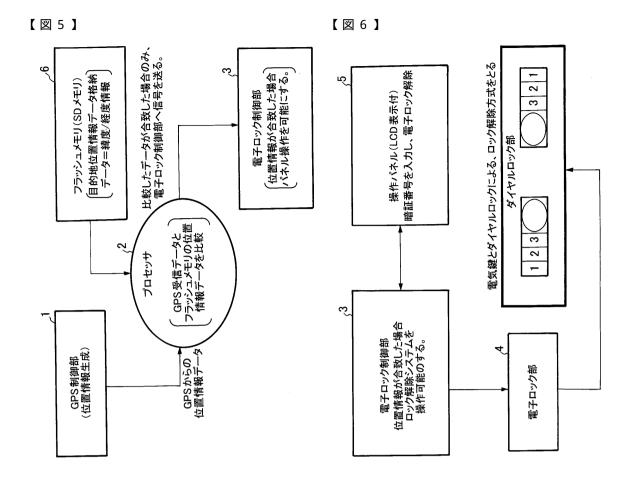


【図3】

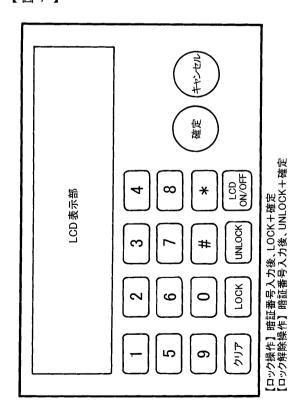


【図4】





【図7】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2003-221955(JP,A)

特開2002-161657(JP,A)

特開平11-345374(JP,A)

特開平08-218732(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

E05B 49/00

G 0 8 G 1 / 1 3

B65G 61/00